

平成22年度の決算を公表します (一般会計・特別会計)

一般会計は対前年度比、歳入0.9%の増・歳出1.6%の増に

平成22年度の決算概要をお知らせします。

歳入のうち、市税は市たばこ税の増がありました。個人市民税が減少したため市税全体では前年度と比較して2.2% (4億9,543万円) の減となりました。地方譲与税および各種交付金は、地方交付税・配当割交付金等の増により、10.6% (2億1,649万円) の増となりました。また、平成21年度歳入があった定額給付金給付事業費補助金の影響で国庫支出金は18.7% (10億4,279万円) の減となりました。その一方で、都支出金の増16.1% (6億731万円)、ひかり保育園用地取得事業債などによる市債の増143.8% (5億4,060万円) 等で、歳入全体では402億1,719万円〔前年度比0.9% (3億7,376万円) の増額〕となりました。なお前年度に引き続き、赤字地方債である臨時財政対策債 (*1) の借入れはありません。

歳出は、前年度に実施した定額給付金関係経費の影響による総務費の27.6% (14億1,555万円) の減、基金積立金の減等による諸支出金の21.6% (5億

899万円) の減がありました。一方で、退職者の増による退職手当の増など職員人件費が3.3% (2億3,165万円) の増、子ども手当や療養給付費増等による国民健康保険特別会計への繰出金の増等による民生費の24.1% (29億7,673万円) の増などにより、歳出全体では393億4,873万円〔対前年度1.6% (6億3,193万円) の増額〕となりました。

これらの結果、一般会計を中心とする普通会計 (*2) の経常収支比率は101.5%となり、前年度 (98.1%) より3.4%悪化しました。市税収入が減少したことに加え、人件費や扶助費の増などによる歳出面での増額が要因と考えられます。理想とされる70~80%台と比べると依然として非常に高く、財政構造が硬直化している状況にあります。

なお、平成22年度の決算は、9月30日の本会議で一般会計が不認定となりました。

不認定の主な要因は、国分寺市本町四丁目臨時自転車駐車場指定管理者公金横領事件に対する市の対応が不適切との指摘を受けたことです。また、平成

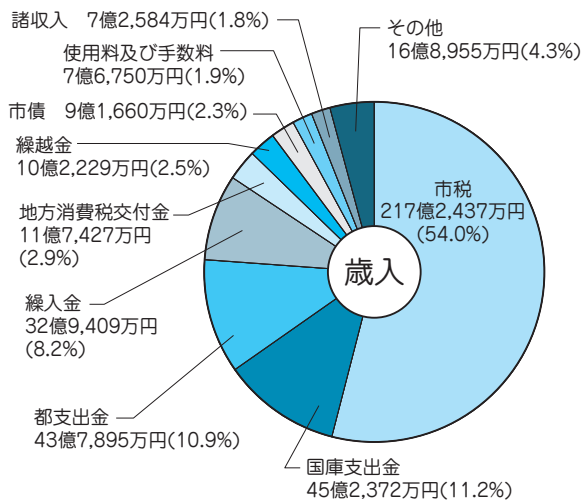
22年度経常収支比率が101.5%に悪化し、基金残高が減少するなど市の財政健全化に対する取組みが進んでいないとの指摘を受けました。その他の8つの特別会計については認定されました。

市では、こうした審議結果を真摯に受け止めるとともに、今後も徹底した事務事業の見直しや行政改革を推進し、健全な財政運営を目指して取り組んでいきます。

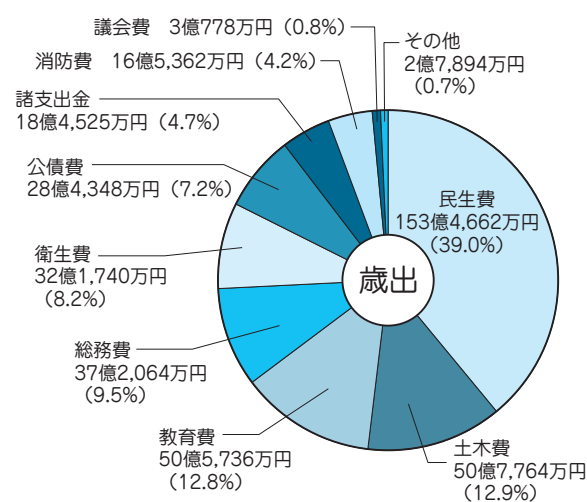
- (*1) 臨時財政対策債 地方一般財源の不足に対処するため、平成13年度から特例として発行されている市債 (市の借金)。
- (*2) 普通会計 地方財政の統計等に用いられる会計。本市は、一般会計・土地取得特別会計・国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計・地域バス運行事業特別会計の4会計で構成。

→財政課 (内552)

1 一般会計歳入決算 (決算額402億1,719万円 / 対前年度比0.9%増)



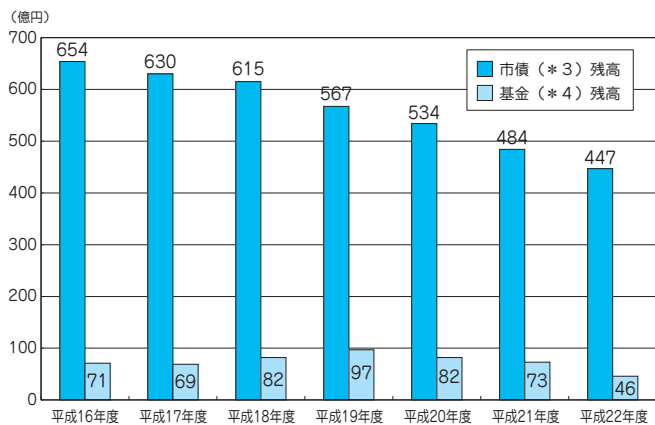
2 一般会計歳出決算 (決算額393億4,873万円 / 対前年度比1.6%増)



3 一般会計の主な事業

事業名	事業費
国分寺駅北口再開発事業特別会計繰出金	11億1,144万円
ひかり保育園用地取得事業	6億4,662万円
東山道武蔵路整備事業	4,295万円
光町三丁目地内市道西64号線道路拡幅事業	3,980万円
指定道路及び建築物に関する情報管理適正化等事業	3,404万円
高齢者在宅介護支援センター事業	3,100万円
認可外保育施設保育料助成事業	2,409万円
木造住宅耐震診断・耐震改修等補助事業	1,654万円
家具転倒防止器具助成事業	1,621万円
任意予防接種費用の一部助成事業	1,274万円
第三中学校特別支援学級修繕事業	1,043万円
防災行政無線設備再整備事業	561万円
消費者相談の充実事業	358万円

4 市債残高・基金残高の推移状況



(*3) 市債 道路・公園・小中学校・下水道などの公共施設整備のために、国や都、金融機関等から長期に借り入れて調達した資金のことを「市債 (市の借金)」といいます。整備された公共施設は将来にわたって使用しますので、この費用を現在の市民の皆さんだけでなく、将来の市民の皆さんにも負担していただくことで、世代間の負担を公平にします。市では平成19年度から臨時財政対策債の借入れを取りやめていることなど、借入れを抑制していることから、市債残高が減少してきています。

(*4) 基金 特定目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり定額の資金を運用するために設けられた資金や財産のことを基金といいます。基金は条例によって設置しますが、年度間の財政不均衡や予期せぬ経済変動に備える財政調整基金のように、法律で設置が義務づけられているものもあります。市の基金残高は、平成5年度の159億円をピークとして減少傾向にあり、22年度は46億円と対前年度比で27億円減少しました。予算は当該年度の収入をもって当該年度の支出に充てることが本来のあたりですが、実際には市税収入の伸び悩みなどにより、支出が収入を上回っているのが市の実情です。例年、この財源不足を基金の取り崩しで対応しているため、基金残高は年々減少してきています。

5 全9会計の決算額

会計	歳入 (対前年度比)	歳出 (対前年度比)
一般会計	402億1,719万円 (+3億7,376万円)	393億4,873万円 (+6億3,193万円)
土地取得	4億6,943万円 (-7,760万円)	4億6,943万円 (-7,760万円)
国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業	28億9,755万円 (+16億1,124万円)	28億9,755万円 (+16億1,124万円)
国民健康保険	91億3,225万円 (-3億1,575万円)	94億6,918万円 (-8,534万円)
老人保健 (医療)	744万円 (-2,042万円)	744万円 (-1,619万円)
下水道事業	48億5,364万円 (+7億5,476万円)	48億2,559万円 (+7億3,714万円)
介護保険 (保険事業勘定)	56億7,324万円 (+3億3,427万円)	55億8,243万円 (+3億4,507万円)
後期高齢者医療	19億7,137万円 (+1億2,044万円)	19億6,778万円 (+1億3,238万円)
地域バス運行事業	3,116万円 (-165万円)	3,116万円 (-165万円)
全会計 合計	652億5,327万円 (+25億8,542万円)	645億9,929万円 (+30億8,335万円)

6 国分寺市土地開発公社資産等 (平成23年3月31日現在)

資産 (44億8,982万円)	
現金および預金	3,013万円
未収金	0万円
公有用地	
事業用地	6,235.39㎡
事業用代替地	1,186.24㎡
計	7,421.63㎡ 44億5,969万円
負債 (43億3,855万円)	
事業用長期借入金	0万円
事業用短期借入金	11億5,460万円
市借入金	31億8,249万円
除却保証金預り金	146万円
資本 (1億5,127万円)	
資本金および準備金	1億5,127万円

市の事業計画に基づいて土地開発公社が先行取得した事業用地および事業用代替地は、早期に事業活用が図れるよう検討しています。

7 市有財産の状況 平成23年3月31日現在 (対前年度比)

土地	公園や施設の敷地	464,279.93㎡ (+7,650.50㎡)
	学校や公民館など	160,430.76㎡ (-53.20㎡)
建物	地上権	1,303.81㎡ (±0㎡)
	(財) 国分寺市健康福祉サービス協会出えん金など	5億5,790万円 (±0万円)
物権	1件100万円以上の自動車等備品類	298点 (+7点)
	国分寺市土地開発公社貸付金、(社) 国分寺市シルバー人材センター貸付金 ほか	31億9,449万円 (-11億9,397万円)
出資による権利	財政調整基金など	46億4,154万円 (-26億1,156万円)

8 総務省方式改訂モデルによる財務書類4表の公表

市では、平成11年度決算から「貸借対照表」を、12年度決算から「行政コスト計算書」を総務省方式で作成してきました。

この間、国では平成18年8月に発生主義の活用および複式簿記の考え方の導入を図り、新たなモデルによる財務書類を21年度までに作成し、公会計の整備の推進に取り組むことを求めました。

これを受け、市では平成20年度決算から総務省方式改訂モデルによる財務書類4表 (貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書) を作成しました。

新たなモデルによる財務書類では、資産・債務を適正に把握するために、より細やかな情報を提供するとともに、市が連携協力して行政サービスを実施

している関係団体等を含めた連結ベースでの財政状況を把握することが可能となります。

財務書類4表は、現在、オープナー (市役所附属棟) や市ホームページで公表していますが、より分かりやすくするために、他団体との比較等を加えて改訂し、平成24年3月ごろ再度お知らせできるように進めます。

平成22年度 健全化判断比率を公表します

本市は早期健全化基準の範囲内

地方自治体の財政問題に対応する法律として平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」)が公布され、この法律により財政健全化にかかる各指標を、監査委員の審査を経て議会に報告し、かつ公表することが義務づけられました。

平成22年度決算における健全化判断比率は、昨年同様に4つの指標全てで早期健全化基準の範囲内でした。しかし、算定された各比率は、あくまで法律上、

全国統一の基準で地方自治体の健全度を測る財政指標の一つであり、財政の早期健全化や再生の観点から、市の財政の実態を明らかにするためのルールにすぎず、早期健全化基準を下回れば財政運営上なら問題がないということではありません。

臨時的な支出にどれだけ柔軟に対応できるかという指標である経常収支比率は、101.5%と前年度と比較して3.4%悪化しました。理想とされる70~80%には依然として遠く、多摩26市中

最も高い数値となっており、財政が硬直化していることを表しています。また、公債費比率は前年度より0.3%減の9.6%と改善され、理想とされる10%以内となりましたが、多摩26市中3番目に高い数値となっています。普通会計の市民1人当たり市債現在高は23万8千円で、前年度より若干下がりましたが、多摩26市平均21万8千円と比べても高額で、26市中では7番目に多い状況です。全会計の市民1人当たり市債現在高では、38万6千円になっています。一方で、市の貯金である基金残高は減ってきています。普通会計の市民1人当たりの基金残高は3万7千円で26市中では19

番目となっています。健全化判断比率や経常収支比率などの数値だけでは、自治体の正確な状況を把握することはできませんが、改善に向けて適切な財政運営に取り組んでいきます。

↓財政課(内552)

財政健全化にかかる各指標

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度(参考)	—	—	8.5	33.7
平成22年度	—	—	6.8	46.5
増減	—	—	-1.7	12.8
早期健全化基準	12.26	17.26	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	35.00	35.0	

※「—」は当該比率が黒字であることをあらわしています。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成21年度	平成22年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	—	20.0

▼実質赤字比率とは 標準財政規模(*5)に対する普通会計の赤字の割合。平成22年度は黒字のため「数値なし」となっています。

▼連結実質赤字比率とは 普通会計だけでなく、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計や、下水道事業などの公営企業会計等も含めた本市全体における赤字の割合。平成22年度は黒字のため「数値なし(-)」となっています。

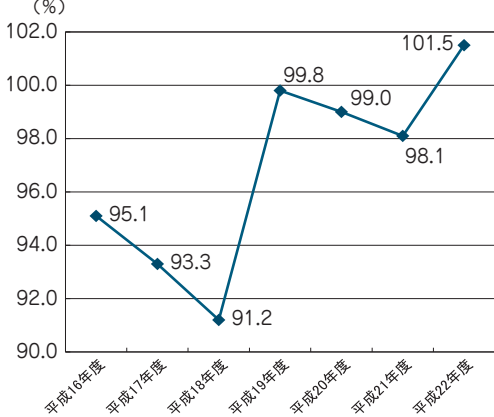
▼実質公債費比率とは 普通会計の公債費(借金の返済額)だけでなく、公営企業会計等の公債費に充てるための繰出金なども含めた実質的な公債費が、標準財政規模に占める割合の3年度平均値。この比率が高まるということは、借金の返済に一般財源が圧迫され、財政の弾力化が低下することを意味します。平成22年度の多摩26市の平均は3.6%です。

▼将来負担比率とは 将来、普通会計で負担することが見込まれる金額の標準財政規模に対する割合。この比率が大きくなるほど、将来見込まれる負担が大きくなることを意味します。また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の三つの指標のみならず、この指標を算定することにより、現在の負担と将来の負担のバランスを念頭においた財政運営が可能となります。平成22年度の多摩26市の平均は24.1%です。

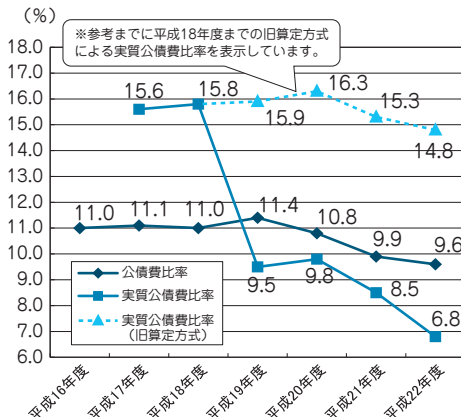
▼資金不足比率とは 赤字である公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率であらわしたもので、公営企業の資金不足の状況。この比率が高くなるほど、公営企業の経営状況に問題があることとなります。平成22年度は黒字のため「数値なし(-)」となっています。

(*5) 標準財政規模…通常収入されるであろう経常的な一般財源(税や交付金等)の規模。平成22年度本市の標準財政規模は約226億5,325万円です。

経常収支比率



公債費比率および実質公債費比率



▼経常収支比率 市の財政構造の弾力性を判断する指標として使われるもので、人件費・扶助費・公債費等の経常経費(義務的経費)に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されたかを見るものです。経常経費に充当した一般財源の残りの部分が大きいほど臨時的財政需要に対応できることとなり、財政構造に弾力性があるといえます。経常収支比率は、70~80%の間にあるのが理想とされています。平成22年度多摩26市の平均は92.5%です。

▼公債費比率 借入れた地方債の毎年度の元利償還金を公債費といい、この公債費の標準財政規模(地方交付税の算定の仕組みを通じて計算される経常一般財源)に占める割合を公債費比率といいます。公債費は、人件費・扶助費とともに義務的経費であり、財政構造の硬直化の要因となるので、その健全性のため10%を超えないことが望ましいとされています。平成22年度多摩26市の平均は6.6%です。

▼実質公債費比率 地方債の発行が協議制度に移行したことに伴い、公債費による財政負担の度合いを判断するために、平成17年度から新たに導入された指標です。内容については「健全化」の欄で説明したとおりですが、自治体の財政の弾力化を測るうえで非常に重要な指標の一つです。平成19年度より健全化判断比率の指標の一つとなり、算定するにあたってのルールが総務省により変更され、従来の算定方法に加え、公債費の財源に「都市計画税(*6)」を充てることとなりました。これにより19年度の数値から大幅に低くなってはいますが、歳入が新しく発生したり、実質的に状況が変わったものではないので、実態が改善された訳ではありません。なお、従来の旧算定方式で算定した場合は14.8%で、昨年度より0.5%改善しています。

(*6) 都市計画税…都市計画事業および土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内(本市は全域)の土地、家屋に課税されます。昭和31年から課税されている税で、毎年、都市計画事業費に対して見込まれている歳入となっています。

数値が一つでも早期健全化基準を超えた場合	数値が一つでも財政再生基準を超えた場合
<ul style="list-style-type: none"> ○基準値以下にするための財政健全化計画を定めなければなりません。 ○定めた財政健全化計画を国や都へ報告しなければなりません。 ○定めた財政健全化計画の実施状況を公表し、国や都に報告しなければなりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ○財政健全化計画より厳しい財政再生計画を定めなければなりません。 住民税等の税率引上げ 使用料・手数料の値上げ 徴収率向上のための計画 事務事業の廃止や見直し 組織縮小・合理化 その他の歳出削減措置など ○定めた財政再生計画を国や都へ報告しなければなりません。 ○予算は財政再生計画に基づいて調製しなければなりません。 ○国の同意なく地方債による借入れができなくなります(災害復旧事業債等を除く)。
<p>国の関与のもとで計画的に財政の健全化を図っていくことになります。</p>	<p>国のより強い関与のもとで財政再生を進めることとなります。</p>